

# 「わが国の総合的な食料供給力強化に向けた提言」(概要)

2009年3月17日  
(社)日本経済団体連合会

## わが国農業を巡る内外の状況

- 世界的な人口増加等による食料需給の不安定化
- 耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化・後継者難等による国内食料供給基盤の崩壊の危機
- 国民の食と農に関する関心の高まり、農業分野の新規就職希望者の増大、海外における国産農産物への高い評価

上記の状況をわが国農業の活性化と競争力強化の絶好の機会と捉え、

## 国民に対し食料を安定的に供給していくための、わが国の総合的な食料供給力の強化を図る

農業の活性化は、地域振興、雇用促進、環境問題への対応等の観点からも重要

## 総合的な食料供給力強化のための方策

### わが国の自給力の強化

#### 1. 食料生産基盤の強化

##### ①優良農地の確保と有効利用の徹底

- ・農地法第1条改正  
(「自作農主義」を改め所有と利用の分離)
- ・農地を有効利用する責務の法定化
- ・転用規制の見直し(農用地区域からの除外による転用の厳格化)

##### ②多様な担い手による農地の有効利用の促進

- ・リース方式の拡大(区域制限の廃止)
- ・長期貸借制度の創設(20年超の契約容認)
- ・農業生産法人の要件緩和  
(企業の出資を1/2未満まで容認)
- ・農業人材の育成・確保  
(農業高校・大学等での実践教育の充実及び経営手法の習得)

##### ③経営面積の大規模化と農地集約への支援

- ・農地の基盤整備  
(大区画化、畦畔除去)
- ・情報インフラ・利用集約機能の充実
- ・相続税納税猶予制度の見直し  
(農地を担い手に貸出した場合も適用)

##### ④改正農地法の早期成立・施行と適正運用

- ・農業生産法人の要件緩和の対象を広く設定
- ・農地リースの許可に関する審査基準の  
具体的設定・公表による公正・透明性確保

#### 2. 国民・市場ニーズへの対応

##### ①農商工連携制度の拡充

- ・農業界と経済界の協力・連携の積極的推進
- ・大企業も含めた幅広い事業者との連携事業  
を実施する農業者への各種支援措置の適用

##### ②高品質な農産物・加工品の輸出促進

- ・有望な市場・品目の優先的な二国間検疫交渉  
の実施による輸出相手国での輸入制限緩和
- ・規格・基準、分析・表示方法の整合性確保
- ・在外公館・JETROの活用による海外で  
の日本食や国産農産物・加工品のPRや  
食文化等に関する国際交流促進

##### ③付加価値の高い農産物・加工品の開発

- ・消費者の安全・安心、健康志向に対応した  
付加価値の高い農産物・加工品の開発・提供
- ・地域の農産物等を利用した健康食品の  
開発・普及に向けた特定保健用食品の審査方  
法の見直しによる負担の軽減と機能性表示  
規制の見直し

##### ④農業分野における研究開発の更なる推進

- ・民間企業の意見・要望を踏まえた「農林水産  
研究基本計画」の見直しと産学官連携推進
- ・遺伝子組み換え作物の研究・開発・生産の  
推進に向けた国民の理解の促進

### 海外からの安定的な輸入の確保

#### 3. 国際連携・協力の推進

##### ①国内の農業構造改革の進展とWTO・EPA交渉の一層の推進

- ・構造改革の加速化による国際化に対応した  
競争力のある国内農業の確立
- ・品目別交渉戦略と国内対策等の策定
- ・重要品目の取扱い等についての国益全体か  
らのコンセンサス形成
- ・EPAにおけるWTO交渉との整合性確保  
と相手国の関心品目を中心とした積極的対  
応、関税割当等の活用

##### ②WTO・EPAにおける輸出規律の強化と東アジア連携の強化

- ・WTOでの輸出規律の強化
- ・東アジア諸国との包括的な経済連携強化の  
取り組み(市場アクセスの改善、人材育成  
などの各種の協力、輸出規制に関するルー  
ルの整備、共同備蓄の拡充・本格実施等)

##### ③海外での食料生産のための基盤整備

- ・EPA・投資協定による投資ルールを整備
- ・官民合同によるビジネス環境整備
- ・基盤インフラ整備のためのODAの活用

##### ④世界の食料生産の促進に貢献する国際協力

- ・農業生産基盤、生産技術や新品種等の開発、  
人材育成、食品安全の確保等への資金・技術  
面での協力

スーパー特区の整備(耕作放棄地解消・新規就農促進、農商工連携、農産物輸出促進)